

## \*岐阜県国際交流センター\*

# トリオフォン（三者通話電話）による 行政通訳サービス

岐阜県では、下記の3機関に『トリオフォン（三者通話電話）』を設置しました。このトリオフォンにより、在住外国人相談者、県外国人行政相談員（通訳）及び行政窓口担当者の三者が同時に電話で話すことが可能となり、各種の県行政情報等を通訳を交えて、より迅速に在住外国人の方々に提供いたします。

|                                | 専用電話番号       | 言語                           | 曜日  | 利用可能時間         |
|--------------------------------|--------------|------------------------------|-----|----------------|
| 西濃県事務所<br>(大垣市)                | 0584-73-3520 | ポルトガル語                       | 月～金 | 9:15<br>～16:00 |
| 可茂県事務所<br>(美濃加茂市)              | 0574-25-1858 | ポルトガル語<br>タガログ語              | 月～金 | 9:00<br>～16:00 |
| 公益財団法人<br>岐阜県国際交流<br>センター(岐阜市) | 058-263-8066 | ポルトガル語<br>タガログ語<br>英語<br>中国語 | 月～金 | 9:30<br>～16:30 |

## 利用方法

- ① 固定電話や携帯電話から上記トリオフォン専用電話へ電話します。
- ② 相談員が電話にでたら、話したい用件を伝え、そのまま待ちます。
- ③ 相談員が、相談内容に関係する県・市町村担当課に電話をつなぎます。  
その後、3人で同時通話ができます。

※通訳料金は無料

但し、「相談者－トリオフォン専用電話」間の通話料は相談者負担となります。

